

令和8年度 製品のブランド力向上支援事業 事業者公募要領

はじめに

県では、県産品のイメージ向上や販路拡大により地域経済の活性化に繋げるため、本県産の優れた農林水産物のブランド化を推進しています。

その一環として、製品のブランド化に向けた取組意欲の高い生産者・団体を対象に、ブランド化を目指す方向、ターゲティング、加工品開発などについて、専門家によるアドバイス等の支援を行うこととし、次のとおり支援対象となる生産者・団体を公募します。

1 事業内容

(1) 対象者

県内において農林水産物を生産する生産者・団体で、自社製品のブランド力向上や高付加価値化に意欲を有する者。

(例)

- ・自社製品のブランド化・価値向上を目指す生産者
- ・首都圏等への販路開拓・拡大を志向する生産者
- ・自社製品を活用した新商品開発や商品の改良に取り組む意思のある生産者

(2) 公募件数

6件(上限)

(3) 応募要件

ア 青森県内に本社又は主たる事業所等を有すること。

イ 製品のブランド化に向け、継続して事業を実施できる能力を有していること。

ウ 本事業のアドバイスや進捗を記録し、県と情報共有するほか、県がモデル事例として扱うことに同意すること。

エ 県が事業の進捗状況に関して、必要な情報発信を行うことに同意すること。

オ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む。)や政党などを推薦、支持若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人や個人でないこと。

(4) 支援内容

ブランディングや首都圏等のマーケットニーズに精通したアドバイザーが産地を訪問し、生産者・団体等と直接対話しながら、製品のブランド力向上に関するアドバイスを実施します。訪問以降も生産者の希望や取組状況に応じて、段階的な支援をオンラインにより実施します。

なお、アドバイザーによる産地訪問やオンライン支援等に係る経費(交通費、謝金等)は県が負担します。

○アドバイスのポイント

- ・ブランドコンセプト、商品コンセプトの設定に関する助言
- ・生産方法、ストーリー性、加工、価格等の商品設計に関する助言
- ・首都圏バイヤー等による市場ニーズに対する商品の評価
- ・首都圏・西日本等実需者への販路開拓・拡大 など

2 応募方法

(1) 参加表明にかかる資料の提出

別紙様式「製品のブランド力向上支援事業参加申込書」を令和8年10月28日（水）17時まで（必着）に提出してください。

※申込様式は青森県農林水産部食ブランド・流通推進課ホームページからダウンロードできます。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/R8_brandryokukoujousienjigyo.html)

※郵送、ファクシミリ及びe-mailで提出する場合は到着確認を行ってください。

3 選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法

書面により、下記の点等を総合的に審査の上、決定します。

- ア ブランド力向上への意欲
- イ 製品の独自性
- ウ 市場展開の可能性
- エ 実施体制
- オ 遂行能力

(2) 審査結果

- ア 審査結果は、公募参加者に速やかに通知します。
- イ 審査結果について、個別の問い合わせ及び異議申立は受け付けません。

4 スケジュール

令和8年10月20日（火）	公募開始
10月28日（水）	申込書提出期限
10月下旬	書面審査
10月末	審査結果の通知
（選定後）11月上旬	専門家によるアドバイス実施

5 問い合わせ先、参加申込書・質問・応募書類の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 ブランド推進グループ

電 話 017-734-9573 (直通)

メール brandsuising@pref.aomori.lg.jp